

## 独立行政法人労働者健康福祉機構 中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画を定める。

平成16年4月 1日制定

平成18年3月31日変更認可

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 伊藤 庄平

### 前文

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、国の労働政策の一翼を担う実施機関として、労働者の健康と福祉の増進に寄与するため、本中期目標期間を独立行政法人にふさわしい業務運営体制の確立期として位置付け、この中期計画に基づき、効率的かつ効果的な業務運営に取り組むことにより、中期目標の達成を図る。

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 機構の組織・運営体制の見直し

機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。

- (1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。
- (2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。

#### 2 一般管理費・事業費等の効率化

- (1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。

また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させる。

(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取り組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償（損益均衡）に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。

### 3 労災病院の再編による効率化

労災病院の再編（統廃合）については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。

なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。

### 4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止

休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、定められた期限までに着実に進める。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 業績評価の実施、事業実績の公表等

- (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。
- (2) 毎年度決算終了後、速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。

## 2 療養施設の運営業務

### (1) 勤労者医療の中核的役割の推進

勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。

#### ① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

中期目標に示された13分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のような取組を行う。

ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、13分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。

イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。

i 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。

（※参考：平成14年度実績 4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース））

ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。

iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上（※）の学会発表を行う。

（※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施）

ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。

#### ② 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。

ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。

イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。

ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。

#### ③ 勤労者医療の地域支援の推進

労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。

- ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（※1）とする。
  - イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（※2）に対し講習を実施する。また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。
  - ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（※3）実施する。
  - エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。
    - (※参考1：平成14年度実績 30.3%)
    - (※参考2：平成14年度実績5,987人×5年間の5%増)
    - (※参考3：平成14年度実績11,364件×5年間の5%増)
- ④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供
- ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。
    - i 13分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、医療の質に関する自己評価を行う。
    - ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。
    - iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾患との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。
    - iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて、工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。
    - v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。
      - (i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。

vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上（※）の救急搬送患者を受け入れる。

（※参考：平成14年度実績56, 653人×5年間の5%増）

イ 日本医療機能評価機構■の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。

また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。

#### ⑤ 行政機関等への貢献

ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。

### （2）医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。

② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。

### 3 健康診断施設の運営業務

海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。

（1）センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。

また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、ア

クセス件数を9万件以上（※）得る。

（※参考：平成14年度実績15,600件×5年間の15%増）

- (2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。

また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。

#### 4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。

##### (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

- ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニターリング等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。
- ② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。

##### (2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助

- ① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。

また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。

（※参考：平成14年度実績192,497件×5年間の15%増）

- ② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。

#### 5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金

## の支給業務

### (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保

業績評価委員会において、助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映することにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、ホームページ等で公表し、透明性を確保する。

### (2) 助成金に関する周知

ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。

### (3) 手続の迅速化

支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。

## 6 未払賃金の立替払業務

### (1) 立替払の迅速化

審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q & A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。

### (2) 立替払金の求償

立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督励等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。

## 7 リハビリテーション施設の運営業務

### (1) 各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。

### (2) 国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。

## 8 納骨堂の運営業務

毎年、産業殉職者合祀慰靈式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。

また、産業殉職者合祀慰靈式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。

### 第3 予算、収支計画及び資金計画

1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。

(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に行う。

2 予算（人件費の見積りを含む。）

別紙1のとおり。

3 収支計画

別紙2のとおり。

4 資金計画

別紙3のとおり。

### 第4 短期借入金の限度額

1 限度額

4,184百万円（運営費交付金年間支出の3／12月を計上）

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等

### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

### 第6 剰余金の使途

本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

### 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数

- ① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）
- ② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人

(2) 人員に係る計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。

① 病院名

関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院

② 予定額（注2）

総額 56,098百万円

（注1）当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。

（注2）「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。

① 予定額（注3）

総額 2,467百万円

（注3）「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。

## 労災疾病等に係る13分野の研究・開発、普及テーマ

分野名	研究・開発、普及テーマ	実施期間
①四肢切断、骨折等の職業性外傷	職業性の性減損傷及び外傷性切斷に対する再建術及び手術後の可動範囲拡大についての研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
②せき腫瘍	非骨傷性頭頸損傷の予防法と早期治療体系の確立に係る研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
③騒音、電磁波等による感覚器障害	職場のストレスによる網膜症に対する急性視力障害の予防・治療法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
④高・低温、気圧、放射線等の物理的因素による疾患	職業性皮膚障害の外的因子の特定に係る的確な診療法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑤身体への過度の負担による筋・骨格系疾患	職業性腰痛、頸肩拘束症候群の効果的な予防法（再発防止を含む）、診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑥振動障害	振動障害のより迅速的確な診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~18' 【普及】19'~
⑦化学物質の曝露による産中毒	有害物質とタンパク質との因果関係を明らかにすることによる迅速・効率的な診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑧粉じん等による呼吸器疾患	シックハウス症候群の臨床的研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑨業務の過重負担による脳・心臓疾患（過労死）	じん肺に合併した肺がんのモデル診断法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】16'~
⑩勤労者のメンタルヘルス	業務の過重負担による脳・心臓疾患の発症の実態及びその背景因子の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑪働く女性のためのメディアル・ケア	勤労者におけるメンタルヘルス不全と職場環境との関連の研究及び予防・治療法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑫職場復帰のためのリハビリテーション	女性の疾患内容と就労の有無並びに労働の内容との関連についての研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
⑬アスペスト関連疾患	早期職場復帰を可能とする各種疾患に対するリハビリテーションのモデル医療の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~
	アスペスト曝露によって発生する中皮腫等の診断・治療・予防法の研究・開発、普及	【研究】16'~19' 【普及】20'~

## 中期計画（平成16年度～平成20年度）の予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収 入	1, 666, 586
運営費交付金	55, 197
施設整備費補助金	58, 565
その他の国庫補助金	141, 276
民間借入金	6, 139
求償権回収金	60, 073
貸付金利息	838
貸付回収金	6, 854
業務収入	1, 324, 606
受託収入	30
業務外収入	13, 008
支 出	1, 602, 721
業務経費	1, 417, 770
本部業務関係経費	6, 200
病院業務関係経費	1, 169, 661
施設業務関係経費	41, 785
賃金援護業務関係経費	198, 894
産業保健業務関係経費	1, 230
施設整備費	58, 565
受託経費	30
借入金償還	13, 811
支払利息	1, 636
一般管理費	110, 909
物件費	43, 097
人件費	60, 539
退職手当	7, 273

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## [人件費の見積もり]

期間中総額 500, 394 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

## 運営費交付金の算定ルール

中期目標の期間（平成16年度～平成20年度）の運営費交付金の算定ルールについては、次のとおりとする。

## 1 平成16年度

業務の実施に要する経費を個々に見積り算出する。

## 2 平成17年度以降

次の算出式による。

$$\text{運営費交付金額} = [\text{人件費} + \{\text{一般管理費}(A) \times \varepsilon\} \times \gamma_2] + [\text{業務経費} \{(R1) \times \gamma_3 \times \delta_1 \times \varepsilon\} + \{(R2) \times \delta_2 \times \varepsilon\}] + \text{特殊要因}(X) - \text{自己収入の額}(I)$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等}(B) + \text{退職手当}(S)$$

B : 役員給与並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、社会保険料等の  
人件費(退職手当を除く)をいい、次式により算出する。

$$B = \{(P1 \times \alpha \times \beta + P2 \times \beta + P3) \times \gamma_1\} + \\ (P4 \times \alpha \times \beta + P5 \times \beta + P6)$$

B : 当該年度の基本給等

P1 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの(P4を除く)

P2 : 前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの(P5を除く)

P3 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの(P6を除く)

P4 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けるもの

(医療ハビリテーションセンター及び総合せき戻センター(事務部門及び諸謝金を除く)にかかるもの)

P5 : 前年度の基本給等中給与改定の影響を受けるもの

(医療ハビリテーションセンター及び総合せき戻センター(事務部門及び諸謝金を除く)にかかるもの)

P6 : 前年度の基本給等中昇給及び給与改定の影響を受けないもの

(医療ハビリテーションセンター及び総合せき戻センター(事務部門及び諸謝金を除く)にかかるもの)

$\alpha$  : 運営状況等を勘案した昇給原資率

$\beta$  : 運営状況等を勘案した給与改定率

S : 当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者に対応した退職手当分の退職手当額(各事業年度の予算編成過程において決定)

A : 前年度管理部門に係る物件費(謝金、旅費、庁費、保険料、各所修繕費等の合計額)

R1 : 前年度の業務に係る経費(人件費、一般管理費以外の経費)のうち業務効率化等の影響を受けるもの

R2 : 前年度の業務に係る経費(人件費、一般管理費以外の経費)のうち業務効率化等の影響を受けないもの

X : 平成17年度以降、特殊要因により新規追加・拡充又は縮減された経費(中期目標期間を通じて、他の経費には分類しないものとする。)に係る当年度の所要額(人件費を含む。)

I : 各年度において見積もりにより計上した自己収入の額

$\gamma$  : 業務の効率化等における効率化係数

$\delta$  : 業務政策係数

$\varepsilon$  : 消費者物価指数

## 【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数は、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定することとし、以下の仮定のもとに試算している。

1.  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\delta_1$ 、 $\delta_2$ 、 $\varepsilon$ については、変動がないもの(±0%)と仮定した。

2.  $\gamma_1$ 、 $\gamma_2$  : △2.95%、 $\gamma_3$  : △1.79%と仮定した。

## 別紙2

## 平成16年度～平成20年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	1, 553, 571
医療事業費	1, 541, 250
未払賃金立替払業務費用	1, 386, 411
一般管理費	133, 614
財務費用	19, 588
臨時損失	1, 636
	12, 321
収益の部	1, 523, 927
経常収益	1, 523, 927
医療事業収入	1, 316, 214
運営費交付金収益	55, 104
補助金等収益	135, 582
寄付金収益	45
財務収益	855
その他の収入	16, 127
臨時利益	—
純利益	△ 29, 644
目的積立金取崩額	—
総利益	△ 29, 644

(注釈)

金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 平成16年度～平成20年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	1,736,604
投資活動による支出	1,498,954
財務活動による支出	97,862
次期中期目標の期間への繰越金	13,811
	125,977
資金収入	
業務活動による収入	1,736,604
業務収入	1,604,224
運営費交付金による収入	1,376,498
国庫補助金による収入	55,197
未収財源措置予定額収入	141,276
その他の国庫補助金収入	488
その他の収入	140,788
投資活動による収入	31,253
施設整備費補助金による収入	58,565
その他の収入	58,565
財務活動による収入	—
旧法人よりの繰越金	6,139
	67,676

## (注釈1)

未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

## (注釈2)

金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。